

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、社会情勢や経済環境を踏まえ、労使間での合意の元、従業員各人の能力や成果に応じて、会社収益の適正な分配、還元に継続的に取り組みます。また教育訓練等についても、当社と従業員の関係性において、「ともに価値を高め成長し合う共創パートナー」を目指し、自立的なキャリア形成を選択できる諸制度（人事評価、公募、FA、プロジェクト）の開発、およびこれを実現するための教育メニューの開発と体制整備に継続的に取り組むとともに、フレックスや在宅勤務など多様な人材が働きやすく活躍できるような労働環境の維持、向上にも取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。なお、パートナーシップ構築宣言の掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言の登録日 【令和6年11月25日】
- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/79977-10-00-osaka.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者およびその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は「地域住民への生活モデルの提供を通して、地域社会になくてはならない存在であり続けること」を経営理念としており、今後も地域の一員として、地域社会の健全で持続的な発展に貢献をしたいと考えています。

そのため、ステークホルダーの皆さまの声に耳を傾け、共感し、共に課題解決に取り組むことで、自らの企業価値向上とともに、「地域社会や地域住民から愛される存在」を目指して日々活動してまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和6年11月29日

株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役社長 山口 俊比古